【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成24年６月27日
【会社名】	株式会社はせがわ
【英訳名】	HASEGAWA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　長谷川 房生
【本店の所在の場所】	福岡市博多区上川端町12番192号
【電話番号】	（０９２）２６３－７６２４
【事務連絡者氏名】	経営管理部長　堀尾 淳美
【最寄りの連絡場所】	福岡市博多区上川端町12番192号
【電話番号】	（０９２）２６３－７６２４
【事務連絡者氏名】	経営管理部長　堀尾 淳美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番２号）

１【提出理由】

平成24年６月21日開催の第46期定時株主総会の決議に基づき、同日開催の当社取締役会において、平成24年７月１日に当社の取締役、監査役及び使用人に対して、当該新株予約権を発行することと決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 取締役及び監査役に対する新株予約権

① 銘柄

株式会社はせがわ 第11回新株予約権

② 発行数

3,400個

ただし、下記(1) ⑤に定める株式の数の調整を行なった場合は、同様の調整を行なう。

③ 発行価格

無償

④ 発行価額の総額

未定

⑤ 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 340,000株とし、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数は100株とする。

なお、新株予約権発行日（以下「発行日」という。）後に当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる１株未満の端数は切捨てるものとする。

調整後株式数＝ 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。

⑥ 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、次により決定される１株当たりの払込金額に(1) ②に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

１株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

⑦ 新株予約権の行使期間

平成24年７月１日から平成29年６月30日まで

ただし、当社は、必要な範囲で、一定の期間行使を制限することができる。

⑧ 新株予約権の行使条件

(ⅰ) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び監査役たる地位を失った場合に権利行使権を失効するものとする。ただし、(ⅲ)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める特例の場合を除く。

(ⅱ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。

(ⅲ) その他の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

(ⅰ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときはその端数を切上げるものとする。

(ⅱ) 新株予約権の行使による株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ⅰ)に記載の資本等増加限度額から上記(ⅰ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩ 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会決議による承認を要するものとする。

⑪ 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役８名、当社監査役２名、合計10名に割り当てる。

⑫ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項なし。

⑬ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(ⅰ) 当社は、新株予約権者が上記⑧に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

(ⅱ) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(ⅲ) その他勧誘の相手方と提出会社との間の取決めについては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

(2) 使用人に対する新株予約権

① 銘柄

株式会社はせがわ 第12回新株予約権

② 発行数

200個

ただし、下記(2) ⑤に定める株式の数の調整を行なった場合は、同様の調整を行なう。

③ 発行価格

無償

④ 発行価額の総額

未定

⑤ 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 20,000株とし、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数は100株とする。

なお、新株予約権発行日（以下「発行日」という。）後に当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる１株未満の端数は切捨てるものとする。

調整後株式数＝ 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。

⑥ 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、次により決定される１株当たりの払込金額に(2) ②に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

１株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

⑦ 新株予約権の行使期間

平成24年７月１日から平成29年６月30日まで

ただし、当社は、必要な範囲で、一定の期間行使を制限することができる。

⑧ 新株予約権の行使条件

(ⅰ) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は当社と契約を締結している取引先等（取引先及び顧問）であることを要する。

(ⅱ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。

(ⅲ) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

(ⅰ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときはその端数を切上げるものとする。

(ⅱ) 新株予約権の行使による株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ⅰ)に記載の資本等増加限度額から上記(ⅰ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩ 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会決議による承認を要するものとする。

⑪ 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社使用人１名に割り当てる。

⑫ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項なし。

⑬ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(ⅰ) 当社は、新株予約権者が上記⑧に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

(ⅱ) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(ⅲ) その他勧誘の相手方と提出会社との間の取決めについては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

以 上